

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（204）」
2. 日時：平成29年7月7日 10時30分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、村上安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長 他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課担当

中国電力株式会社：電源事業本部（炉心技術） 担当課長

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、7月7日のヒアリングの提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 非難燃ケーブル取替と跨ぎケーブル取替との比較で取替可否の理由を、設置されている箇所のスペースの有無とするのであれば、それが分かるように簡潔に整理して提示すること。
 - 非難燃ケーブルの取替について、一部でも取替可能な箇所の有無を十分に検討したことが分かるように整理して提示すること。
 - 資料の構成が安全機能を有する構築物、系統及び機器の選定が主となっているが、感知及び消火の基本的な考え方、例外となるものの妥当性、東海第二で特記すべきエリアの順の構成で整理して提示すること。
 - 安全区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢの区分の考え方並びに安全区分の境界における耐火壁、隔壁等の設置の方針を整理して提示すること。
 - 機器配置図中に火災区画を明示し提示すること。
 - 安全機能を有する構築物、系統及び機器の選定について、基本設計段階では、工認記載ガイドに従った記載ではなく、技術基準で要求される基本的な考え

方を整理して提示すること。

- 水素対策について、ガイドラインに基づく対応と保安院指示文書対応との関係を整理して提示すること。
- 非アナログ式の感知器の選定理由について、整理して提示すること。
- 火災の感知及び消火については、基準の要求事項への対応を整理して提示すること。また、ケーブル処置室は、特に記載を充実すること。
- 原子炉格納容器内の火災防護対策を強化していることが分かるように整理して提示すること。
- 火災感知について、中央制御室における常時監視等の方法について整理し、提示すること
- 規制基準8条第2項への適合性について、整理・追加し提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止(非難燃ケーブルの対応：コメント回答)
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表(火災による損傷の防止について)
- ・ 東海第二発電所 内部火災について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について